

Title	疑問文の解釈
Author(s)	大鹿, 薫久
Citation	語文. 1990, 55, p. 17-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68819
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

疑問文の解釈

大 鹿 薫 久

1 はじめに

疑問文と呼ばれる文の現代語における形式は、ごく単純なものである。大雑把にいつて文末に助詞「か」を持つか、文中に不定詞を持つか、あるいはその両方を持つか（口頭語の場合、上昇調イントネーションが助詞「か」に代わることもある）のいずれかである。しかし、これらの形式を持つ文がいつも疑問であることを直接表す典型的な疑問文になるわけではないし、先学が指摘するように典型的な疑問文の周辺には上記の形式と疑問文の構造の変容を媒介として豊かな情意の世界が広がっている。その広がりに分け入るためにも、さしあたって、疑問文の基本的な構造について知見が必要とされるであろう。

いま、「疑問であることを直接表す」と言ってみたが、文法上の概念としての「疑問」ということについても、それほどはっきりした共通理解があるわけでもない。ただ意味の上からこの用語を使っているにすぎない（と私には思われる）論考もある。文法概念としての疑問という用語を明らかにしようとすることは、意味の世界に

形を与えることにつながり、そしてそれはとりもなおさず疑問文の基本的な構造を明らかにすることになるであろう。この小稿は、概略右のような立場から疑問文の基本的な構造を見てみようとするものであるが、例えば疑問という概念の文法論的な位置付け、古典語の「や、か」の果たした機能についての見直し、等々に考察を欠き、さらに実際の疑問文の様々な形式上の下位的変容に触れていない、という意味で目論見の一端を示すにとどまる。

2 疑いと問いと

疑問ということはどういうことなのだろうか。意味の上では文字どおり疑い、また問うことであるとして、しかし文法的にはどういうことなのか。

私たちはものを疑うことができない。ものはただあるだけであつて、ただあるだけの、ものそのものには疑われるべき契機は存在しない。疑うとはまず、ものの何かであることを疑うことであらう。つまりものが私たちに何ものかとして知られるとき、疑われるべき契機が成立する。かばちやはそのだけでは疑いようもない。あるも

のをかぼちゃとして捉え、あるいはかぼちゃを馬車になつたものとして知るとき、そこに疑うことが成立する。ものごとについての疑いといつてもよいであろう。あるものを何かとして捉える、知るとは正に判断の構造にはかならない。疑いとはまず判断を疑うことなのである。従つて判断が、あるものと、知られることとの関係、換言すれば主語と述語の關係の承認であるとすれば、疑いはその承認に含まれる断定、推定の中止を意味するであろう。とすれば承認の保留としての疑いは、承認とともに文における判断の二つのあり方として考えられたことになる。「疑問とは、主語に述語をつけかねることであるから……」^②と森重敏氏が述べ、「疑問とは、肯定或いは、否定としての断定の、その中止において位置づけられる消極的な中間者である」と川端善明氏が述べるのは、まずは右のようなことだと理解される。

一方問うとは、一つにはものの何であるかを問うことであろう。何であるかを問うということは、述語の具体を求めることだといつてよいが、それは述語があること、従つて承認が形式的にせよ成立していることが前提になる。つまり、「それは何か／＼ここはどこか」は「それは何かである／＼ここはどこかである」という判断がすでに承認されていて、しかし「何／＼どこ」が具体的意味を不定のまま指示する（体言としての「何か／＼どこか」による指示は不定ではない。これらが例えば英語の something, somewhere などと相当することを考え合わせるべきであろう）ことによつて、具体的意味の補充が予定されているといえるであろう。

いま一つは、ものの何かであることが疑われ得るものだとすれば、ものの何かであることについての是非を問うことであろう。それは

話し手において断定のかなわない判断の形式に、肯否いずれにせよ判断を求め、判断における承認を得ることに他ならない。いわゆる疑問表現について、その形式と応答のあり方から指摘されてきた例えば「説明要求」と「判定要求」^③、あるいは「補充の問」と「決定の問」^④などの二種が以上の二つにほぼ相当するのはいうまでもない。従つて、「判定要求」あるいは「決定の問」などの問いの文は疑いが必ず前提されている。疑いがあるからこそ、それを問うことによつて、「判定」「決定」が求められている——前述の言葉で言えば、断定（それにとりもなう承認）が求められているのである。その結果、この問いに対する応答は、典型的には「はい、いいえ」という諾否の形にならざるを得ない。

「説明要求」「補充の問」（即ち不定詞の問）は、しかしその中に疑いを持たない。形式的にせよ主述が承認された上での問いであるからである。ただ、ものの何であるかが問われるだけである。述語の具体を求めると前記したが、現象形態としての文がいつも「これは何か／＼彼は誰か／＼彼女はどれか」となるということではない。もちろんそれがこの種の問いの最も直接的な形であろうが、ものの何であるかが問われる文は実際には様々な形を持つ。例えば「誰からもらつた時計が壊れたのか／＼君は何をなくしたから悲んでいるのか」のような複雑な文もある。しかし、これらが疑問文であり得るのは、「誰／＼何」の指し示すものが誰であるか、何であるかが問われているからであつて、極端に言つてしまえば右の文は「それは誰か／＼それは何か」という形を論理上最後の形として持っているといえよう。だからこそ、この種の文が表面上どのような複雑な構成をもつていても、求められた述語「それは」Xだ」によ

る形が、これらの文による問いの最も確かな答えとなるのである。

問いと疑いが以上のようなものであるとしたら、疑問には三つのタイプを取りあえず区別し得るであろう。即ち、(1)疑いだけで問いのないもの、(2)疑いも問いもあるもの、(3)問いだけで疑いのないもの、の三種である。このうち(3)はいま述べた不定詞の問いに相当するといえるし、(2)は「判定要求」、「決定の間」等に一往相当するといえる。しかし「判定要求」「決定の間」等と呼ぼうとした時、必ずしも(1)から分離して——従って(1)を独立したタイプとして——考えていたわけではないであろう。形式上のことをいえば、不定詞の存在の有無が(1)(2)と(3)を分離するが、(1)と(2)を分離する形式(即ち、疑いのある文において、問いがあるかないか)は積極的に指摘しにくいし、意味の上から言っても問いがないと言いつけるような例は指摘が困難なのである。

例えば宮地裕氏が

吾々は、何かについて疑ひ問ひたい気持ちを抱いて、何よりもまづその気持ちを表現したのであり、——中略——、更につきつめてゆけば、その底の疑ひに対して、なにかしら答へがなされることを求める気持ちが先行するのである。あやしいと思ふ対象を、あやしいと思ふがままに表現する。そのことばも、実は答への為の仮のことばであると、比喩的に言へるのである。

(圈点は大鹿)

というとき、その述べ方は表現——心理的ではあっても、(1)のタイプが殆ど存在しないことを前提にしているであろう。

ところが、仁田義雄氏は従来疑問文と呼ばれていた文を、「疑いの文」と「問い掛けの文」に二分、それぞれの文の文類型における

所属を別にし、「疑いの文」を「聞き手への問い掛けを意図することなく話し手の判断成立への疑念を述べたもの」とした上で次のような文を「疑いの文」とした。

あら、私、瞬間湯沸器の点火栓を消してきたかしら？

あいつ、ユレーかな、やっぱり。

もしかしたら、おれはもう手遅れじゃないだろうか。

そして、「疑いの文」を形成する文末形式には、「カシラ」「カナ」「ダロウカ」などがある^⑧とする。確かに「聞き手」が話し手以外の人に限定されるのなら、これらの文は「聞き手への問い掛けを意図」しない文だとも解釈され得るであろう。しかし、「聞き手」が話し手自身を含むとすれば、自身への問い、即ち自問という解釈も可能であろう。またそもそも、これらの文が「問い掛けを意図」していないと解釈されるのは、「かしら／かな／だろうか」などの「文末形式」によるのではなく、「あら、私、……」の例であれば、「あら」という、「聞き手」を想定しない感動詞に導かれている文だからであり、また「あいつ、……」の例、「もしかしたら、……」の例の場合、「聞き手への問い掛け」が本当に「意図」されていないかどうかは、この例文からだけではにわかに決しがたく、ただ適当な文脈を補ってこの例文を解釈するからにすぎない。もしこれらの例文を次のようににしても、「問い掛けを意図」しない「疑いの文」というべきなのだろうか。

ねえ、私、瞬間湯沸器の点火栓を消してきたかしら？

おい、あいつ、ユレーかな、やっぱり。

なあ、おまえ、もしかしたらおれはもう手遅れじゃないだろうか。

もとより、問いが無いと言ひ切れるかどうかという、先に出した問題と、仁田氏の言う「聞き手への問い掛けを意図」するかどうかとは、別のものであろう。というのは仁田氏の議論は文の成立を云々するのではなく、表現の場を設定しておき、そこでの言語行為の成立を問題にする（それは「問い掛けの意図」という用語に象徴的であろう）、むしろ表現論としての性格を色濃く持っているものであり、小稿での議論はなるべく表現論的な視点と恣意的な解釈を遠ざけようとする立場のものであるからである。ただ、確かめておきたかったのは、用例を拝借して、「問い掛けの文」ではないとされる文においても、問いが無いと言ひ切れるような例、即ち(1)が指摘しづらいということであったのである。

考えてみれば、疑うとはものの何かであることを疑うことであつた。文に即して言えばそれは主述における断定、推定を中止することであり、承認を保留することであつた。このような文は、疑いのまま文として実現することができるとしても、それが承認の保留であれば当然に肯否どちらであつても承認されることが予定されていると考へていいであらう。そして承認が予定として組み込まれている限り、これまた当然に問いという構造を裏に持つであらう。つまり、疑いの文は疑いの文として成立するとき、すでに承認の文が成立する契機を懐胎しているのである。逆に承認の文は、疑いある判断を宿している——というところからこの議論は始まつたのであつた。ただし、いうまでもなく、以上は表現心理的な、ということは表現者個々人の心情についての論議ではない。個人的な心理からいへば、問うつもりのない、ただの疑念の表明にすぎない表現もあり得るであらうし、実際の言語場において自問でさえないようなつづ

やきと解釈する方がよい場合もあろう。しかし、それはこういう言ひ方が許されるなら、文法の問題ではない。

とすれば、(1)は原理的にありえないことにならうし、(2)(3)についても、もう少し正確な言ひ方が求められるであらう。勿論実際の表現の場で、問いという意味があらわにならないこともあるであらうが、それは決して問いという機能がないということではなく、さらに疑いの、文としての構造に、問いが組み込まれていないということの意味しないのは先述の通りである。そこで、(2)は、疑いの文であるがゆえに問いを持つもの、(3)は不定の語を持つがゆえに問いを持つものというように規定する方がより正確になるだろうと思はれる。

以上要するに、先学の指摘してきたように疑問文には、疑いの文であるがゆえに問いを持つもの（仮に疑いの疑問文と呼ぶ）と、不定の語を持つがゆえに問いを持つもの（仮に不定の疑問文と呼ぶ）の二種を考へることができると、疑いの疑問文は主述の關係の断定、推定中止に他ならず、それは承認の保留として考へられること、不定の疑問文は承認された主述の述語の指示対象の不定による疑問文であること、またそれぞれそのような構造を持つ文であること、を考へた。なお、不定の疑問文については、以下触れられない。

3 いくつかの文の解釈から

まず、次の文について考へてみたい。

1 二郎が礼を言つたか

この文は、いくつかの解釈を許すであらうが、疑問文としては解釈がしにくいように思はれる。勿論それができないということではなく、このような文を疑問文として解釈する表現の場が設定しにくい

ということである。そこで、まずなげ疑問文としての解釈がしにくいのかを考えるために、有り得る解釈を検討しよう。

一つの解釈は、いわゆる詠嘆の表現として解釈することである。何かの経緯で話し手が、二郎が礼を言ったということを知って、そのことに対するなんらかの感慨の吐露として、1のように発言したというような場合を想定し得る。なんらかの感慨と説明したその具体は、二郎に対して、あるいはこの事態ないしは事態を含む状況に対して様々に考えうる話し手の心的な態度によって、例えば「よくやった」というような賞賛であったり、「意外だ」というような驚きであったり、「残念だ」というような嘆きであったりするであろうけれども、総じて詠嘆ないしは感動の表現として解釈しうる。

二つ目の解釈は、反語として解釈することである。「二郎が礼を言ったか、言わなかっただろう。だのに、どうしておまえはあんな奴に礼など言ったのか」というような文脈にあらわれるが、話し手が「二郎は礼を言うはずがない」という確信ないしは予断をもって言う場合である。「二郎」を話し手本人に替えれば、例えば「私が礼を言ったか」のようになり、反語の解釈はより鮮明になるであろう。このような反語の解釈ができるのならば、反語の解釈を許す条件として、疑問の解釈が可能でなければならない。それが、三つ目の解釈である。

しかし、疑問の解釈が可能としても、1の文はいったい何が疑われているのであろうか。単に二郎という人物の行為として、礼を言ったか言わなかったかが疑われているのだとすれば、それはむしろ

2 二郎は礼を言ったか

という、文になるであらう。そして、1の文に比べてこの方が格段

に疑問の文として解釈されやすいことが注意されるべきであらう。

いま、反語としての解釈がしにくくなるように（これも勿論、反語の解釈ができないというわけではない）、1の文の「二郎」を聞き手（二人称者）に替えると、「君が礼を言ったか」という形を得るが、反語としての解釈がしにくくなった分疑問としての解釈の輪郭がはっきりして来る。つまり、本来礼を言うべきは君であり、君の両親でも、友人でもない、他でもないその「君が礼を言ったか」というような疑問の解釈が可能であろう。つまり久野暉氏の用語を借りれば、「が」に「総記」の解釈をしてやることによって得られる疑問の解釈である。このように「が」に総記の解釈をしてやれば、1の「二郎が……」も疑問の解釈が可能であろう。しかし、「他でもないその」というような意味が「二郎が／君が」などに解釈し得るにしても、それはこのような解釈がなければ、疑問の文として解釈できないということではない。単に聞き手が見たあるいは知った事態についてそのままに報告を求める場合の疑問文でもあるからである。例えば理科の実験中に先生が生徒に「目盛りが7をさしましたか」と訊き、張り込みの刑事に「ホシが立ち寄ったか」と訊き、窓の外を眺めている人に「月が出ているか」と訊くような場合と同様である。1の「二郎が……」も、もとよりそのような場合と同様としてこのような報告を求める疑問文の一つの特異として総記の意味が前面に出て来ることがあるにすぎない。

少し、横道に入る。事態についてそのままに報告する、という文は、所謂「現象文」「現象描写文」と言われるものに等しい。これはその事態の現場性に支えられて、文として成立する。

花が咲いた／子供達が手を上げている／壁が崩れました／二郎

が礼を言った

右の文の「花／子供達／手／壁／二郎／礼」は、いうまでもなくその事態の現場の、その現場限りの、そのように咲いているものとしての「花」、そのように手を上げているものとしての「子供達」、そのように上げられているものとしての「手」……であろう。とする、この種の文は、「本来一体的でしかない事態の、対象としての分節に即しての把握であり、一体的な事態を写したにすぎない」^①が、「花／子供達……」としてそれらを取り出したとき、「他でもないその」という絵記の意味が常につきまとうことにならう。前に、一つの特異と言ったのは、右のような例文では、その意味が隠れているが、ともすればあらわになるということである。

現象文に関連して、もう一つつけ加えて述べておくべきことがある。

彼が学生だ／あいつが犯人だ／これが制動装置のスイッチだ／向こうに見える山が御岳だ

等の文は、「現象描写文」等と呼ばれないにしても、それに非常に近い文であるということである。つまり、「彼が学生である」と、「あいつが犯人である」……は、自らの外部に知覚されることではなく、知識として所有されていることであり、またこれらが写しているのが「事態」と呼びづらいにしても、「彼が学生である」こと、「あいつが犯人である」こと……を反省を加えずそのままに写して知らせる文であるといえよう。その所有された生の知識において、例えば、「彼」は学生であるものとしての「彼」、「あいつ」は犯人であるものとしての「あいつ」でしか有り得ない。つまり独立して有り得るような「彼／あいつ」ではなく、前段の現象描

写文と同様、一体的なまま写したにすぎない。これらを知識伝達文と仮に呼ぶとすれば、知識伝達文は、現象描写文が表現の現場に支えられていたように、聞き手（それが、話し手自身であつてもよい）に積極的に教えたり、告げたり、示唆したりという働き掛けの文脈に支えられることによって成立する。

さて、1の文が疑問文として解釈を受けるのは、それが、報告を求める場合としたが、この場合の報告を求めるということについて、もう少し説明が必要であろう。単純に事態を報告せよと言っているわけではないのは、勿論であるが、例えば「月が出ているか」というとき、話し手は当然「月が出ている」事態を予め想定している筈である。その想定と実際の事態との一致不一致を問う、即ちそこが疑われているのがこの場合の疑問文であつて、それを報告を求めるとしたのである。あるいは次のように補つてもよい。「二郎が礼を言った／月が出ている……」という想定は、予想としての事態を一体的に写したものであり、所謂「現象文」にあたる。とすれば、その中で形式的に分節している主述は一体的であるがゆえにその関係は疑われるべき契機を持たない。つまり、この文の内容は常に真でしかなく、その内容が問題にされているのではない。疑問文としての解釈を許す疑いの所在は、却つて問われる者（聞き手）によって知覚される事態と話し手の想定としての事態の関係の中にある。

疑いの疑問は主述の承認の保留であつたが、それは主語と述語の関係が疑われていることに他ならない。ならば、この1のような疑問文を文として最終的に成立させるその主語と述語は、それぞれ聞き手によって知覚される事態と話し手の想定としての事態を句として実現したものであらう。それは、1の「二郎が礼を言ったか」の

ような文の構造について、当該の文全体を述語（句）とし、またその主語はその現場性のゆえに消去されたと把握することである。そのような把握のもとでこそ、詠嘆や反語の解釈がなぜ可能なかが説明され、また疑問の解釈よりそれらの方がなぜしやすいのかが明らかにされるであろう。

1の文について、人によって程度の差こそあれ、疑問の解釈があまり容易といえないのは、この文だけでは疑いの所在が主語の不在によってつかみにくいからである。表現の場を様々に設定して考えてきたのも、この場合の主語がそのような場に依存するからであった。つまり、疑問の構造が現象としての文にあらわでないだけに、文脈や場面への依存の度合が高いのであった。

疑いの疑問文が、疑問文として容易に解釈されるためには、主語と述語の顕在が必要であったのに対し、顕在の必要のないこと、あるいは主述の未分化がむしろ本来の構造である文が、喚体の文である。「二郎が礼を言ったか／花が咲いたか……」等々の文がまず詠嘆ないしは驚きの表現として解釈されやすいのは、そのためであろう。形式上疑われる筈の主述の関係は、詠嘆の表現として解釈される限り、疑いから離れている。なぜなら、仮にこれが疑問文だとしたら、その主語である事態はすでに話し手によって知られているのであり、それにつけた述語の内容とはまったく全同なのである。即ち、この文は自問判断になっているのである。そのことがさらに喚体の文に他ならないことを保証する。その時、形式「か」は、もはや疑問の助詞ではなく、「二郎が礼を言った！／花が咲いた！……」などの「！」に等しいであろう。

さらに反語としての解釈も、主語の不在によって疑問としての解

釈から遠ざかる分、容易になるであろう。たとえば、2の「二郎は礼を言ったか」と1の「二郎が礼を言ったか」を比べれば、それは一目瞭然であろう。まして「二郎が礼を言った／花が咲いた……」が、疑うことのできない常に真なる内容を持っているのであればそうであるほど、当然反語としての翻りは強い。そして、ここまで述べて来れば、

3 これがかばちゃか／彼が学生か／あついが犯人か／これが制動装置のスイッチか

等も、1と同様に詠嘆、反語の表現として解釈される理由も明らかであろう。

また、1の文を

4 二郎が礼を言ったのか

に代えてみても、いままでの分析とほぼ同様の結果になる。ただ、1に比べて4の方がまだしも疑問文としての解釈が容易であると思われる。それを論者の解釈の恣意というなら、あるいはそれを認めざるを得ない。しかし、どちらが容易かは暫く措くとしても、さしあたって4の句構成が二種考えられることは、疑いのないところであって、そこから始めよう。

4は、勿論「のだ」の文末を持つ文の疑問文であり、その意味機能については様々に論議のあるところであるが、しかし基本的な統語構造については、「の」がそれまでにくつかある分節を一旦とまりにまとめて「だ」と結合する、と考えるのが一般的であろう。もう少し踏み込んで言えば、「の」がまとめている、逆に言えば「の」に係っている部分と「の」全体で形式的な体言句を構成しているということになる。この形式的な体言句を（ ）で示すと4は、

次の二つの構成を持つことが分かる。

4 a 二郎が（礼を言ったの）か

4 b （二郎が礼を言ったの）か

4 a は、明らかに前節最後の 3 に挙げた例文と同じ構成であって、従って 4 は 3 と同様の分析を許す。勿論、疑問文ではない「の」だ文は、この場合さきに述べた知識伝達文の一種ということになる。従って、「二郎が礼を言ったのだ」という文は、「の」による体言句を 4 a のように考える限り、「これがかぼちゃだ」と同様に単に話し手に知られている知識をそのまま写した文であると考えてよい。

ということは 4 a を疑問として解釈した場合、「これがかぼちゃか」と同様に、文の主語たる聞き手の知識と話し手の知識と話し手によって「二郎が礼を言った」と想定された知識との一致が問われていることになる。平たく言ってしまうと、「これがかぼちゃだ／二郎が礼を言ったのだ」という私（話し手）の知識は正しいか、と問うているのである。呉々も誤解のないように注意しなければならぬのは、「これ／二郎」と「かぼちゃ／礼を言ったの」の関係が疑われているわけではないことである。もしそうなら「これはかぼちゃか／二郎は礼を言ったのか」という文になる。

一方 4 b は、体言句を A で表せば「A か」という非常に単純なものになり、少なくとも現象形態上、「の」の存在によって述語だけが表現された文ということがはっきりしている。文の述語だけだといえ、4 a もそうであるし、1 の文についての検討も、結局文の主語の不在のものについてであった。しかし、文の主語の不在はいまままでの例文ではそれと明示されぬものであったが、4 b では、「の」が句の主語（二郎が）を含んでそれまでの部分をすべて一

つにしてしまうことによって、却って主語の存在が明示されているのである。つまり、「A か」という形式はまず「〇〇は A か」における主語の省略として考えられるということである。

とすれば、理解はまず主語を探すことから始まるであろう。そして、恐らく一瞬のうちに、疑われるべき関係を探し当てる——主語対象を見出す——。実際の表現の場であればそれは具体的であろうし、もし主語対象が分からぬ場合はなぜそのような問を發するのその意図を尋ねるか、4 a の理解に戻して詠嘆として理解するであろう。この際、しかし実際の具体的な表現の場の想定は無用で、取り敢えずの文解釈として、話し手が「二郎が礼を言った」と想定する兆候のようなものがあり、それが主語対象になると押さえさえすればよい。その時、兆候としてのこの文の内容外の事態（具体的には例えば、礼を言われた A さんの機嫌がよいこと、二郎が嗜れ嗜れとした顔をしていること、など）を主語対象とする疑問の解釈が可能であろう（これは二郎が礼を言ったのか／あの顔は二郎が礼を言ったのか）。1 の「二郎が礼を言ったのか」に比して、4 の「二郎が礼を言ったのか」の方が、まだしも疑問としての解釈が容易であると述べた所以は、4 b のような解釈が可能だからである。

にもかかわらず、このような考えが恣意かも知れないというのは、体言句として括られる範囲が分析とと言う限り上記二種あるといえるのみで、実際の意味理解は、4 a と 4 b が緋い交ぜのまま行われるであろうし、そうならば 4 a によってまず得られるであろう詠嘆乃至反語の解釈と、4 b によってまず得られるであろう疑問（勿論、ここから詠嘆乃至反語の解釈もありうる）との幅の中で行われると考えるからである。

さて、いままで、分析の対象にしてきた例文はすべて、文として成立する最終的な主語を（句の主語ではない）、文の中に持たないものであった。それを主語の不在と呼んだ（主語の不在というとき、「七時までにお帰りになりますか？」のような所謂表現上の主語の省略は含まない）。そしてこのような例文による限り、詠嘆乃至反語の解釈への傾斜を免れることはできなかった。詠嘆は言うまでもなく、反語も表現の場から独立して有り得ない、言うなれば現在の・現実的な、あるいは感覚的な表現——表現されてあるものがということではなく、表現そのものが——である。このような文において、少なくとも疑いの疑問の解釈を得ようとすれば、文の主語を表現の場そのものに求めねばならなかったが、それは疑いの疑問文の感覚的な一面を示しはする。ただし、「はあ？／ええ？／ん？／はて？／あれ？」等の感動詞による文の末裔なのである。しかしながら一方では、そうして得られた疑問文がまさに疑問文である所以、即ち承認の保留を持つ以上、その観念性は覆うべくもない。断定にせよ、推定にせよ、いま成立しようとする文の反措定への反省が保留に他ならないからである。

覆うべくもない観念性が、例えて言えば白日のもとに引き出されるとき、私たちはそれを典型的な疑問文と呼ぶのであろう。前節の2の例文「二郎は礼を言ったか」や「二郎は礼を言ったのか」は、言ってみればごく自然な疑いの疑問文の例になる。ここにおいてさえ、詠嘆乃至反語の解釈は可能であるが、その解釈は背後に後退している。文の現象形態に「は」という助詞が入り込むことによって

文の主語と述語が顕在するからであるが、それは実に「は」という助詞が、「物を引き分けてことわる（心なり）」^⑩という、概念に対する観念的な操作を持っていたからなのである。そして、「引き分けてことわ」られようとすると主語と述語にこそ、疑いという、判断において承認と並ぶ絶対的作用（対象化しえない作用）が働くのだと、述べてきたことになる。

注

①様々の指摘があるが、それを主題として扱ったものに山口堯二氏の「疑問表現の情意」（大阪大学教養部研究集録 人文・社会科学）第三二輯 昭和五八年一月）がある。

②森重 敏 「日本文法通論」（昭和三四年一月 風間書房）二二六頁

③川端善明 「活用の研究Ⅱ」（昭和五四年一月 大修館書店）三〇六頁

④宮地 裕 「疑問表現をめぐって」（『国語国文』二〇巻七号 昭和二六年七月）四頁

⑤森重 敏 前掲書三〇頁

⑥宮地 裕 前掲論文二頁。なお、当該論文は、「文論」（昭和四六年一月 明治書院）「新版文論」（昭和五四年二月 明治書院）に加筆集録されているが、「新版文論」によれば、当該引用部分は若干の字句の変更がなされている。念のため、「新版文論」からも引用し、変更の部分に傍線を入れる。

われわれは、なにかについてうたがいが問いたい気もちをいだいて、なによりもその気もちを表現したのであり、——中略——、さらにつきつめていけば、そこにあるうたがいがいに対して、なにかしらこたえがなされることをもともする気もちが内在することをみとめないわけにはいかない。あやしいとおもう対象を、あやしいとおもうがままに表現する、そのことばも、じつは、こたえのためのかりのことばであるとも言えよう

⑦仁田義雄 「現代日本語のモダリティの体系と構造」（『日本語のモダリティ』昭和六四年八月 くろしお出版）二六頁—二九頁

⑧仁田義雄 前掲論文二七頁

⑨「だらうか」について、仁田義雄氏「『行こうか戻ろうか』——意志表現の疑問化——をめぐって」（『日本語学』第八巻第八号 平成元年八月）は「相手がい

ることによって、結果として問い掛けの効果を發揮することがあるにしても、やはり「ダロウカ」は「ーカ」と異なつて、本来の問い掛けを表す形式ではない。」と述べている。しかし、それは「問い掛け」という行為をより情報量の少ない話し手でより情報量の多い聞き手に向かつてする行為、と限定する場合に言えることであり、またじつさいに私たちは、そのようなことに配慮しながら言語活動を行うが、「問い掛ける」という行為自体をこのように限定する必要はないのではないかと思われる。ともあれ、拙論では「だろウカ」をさしあつて、推定中止とそれともなう承認の保留と押さえておけば十分である。

⑩久野 暉 「日本文法研究」(昭和四八年六月 大修館書店) 第二章

⑪拙稿 「感動文の構造」(ことばとことのは) 第六集 平成元年一月二月和泉書院。なお、所謂現象文について、川端善明氏「喚体と述体——係助詞と助動詞とその層——」(『女子大文学』一五号 昭和四九年三月)は、喚体の一つの形だと論定し、句的体言と呼んだ。まことに妥当な考え方であり、当該拙稿も、本稿もこの分析に多くを負っている。また、直感的にこれが喚体であることを分かつてもうために教室でよく使う例(傍線部)を、ここでも挙げておきたい。光君が初めて紫上(若紫)を小柴垣のもとから垣間みる有名な場面(源氏物語「若紫」)で、祖母の尼君が、当時十歳ほどの若紫が泣いて顔を赤くして立っているのを見て、「どうしたのか」と問う。

「何事ぞや。童べとはらだち給へるか」とて、尼君の、見上げたるに、——中略——「雀の子を犬君が逃がしつる。伏籠の中に籠めたりつるものを」とて、……

ただし、これは明らかに連体止めの文であり、それを現代語の所謂現象文に引き当てるのは正確ではない。「雀の子を犬君が逃したの」と、後に述べる知識伝達の「のだ文」に引き当てるべきかもしれないが、現象文の直系の祖形であることには違いない。

⑫このように分析されるような「のだ文」は、よく言われるような先行する文脈に対する「説明」(例えば、久野氏前掲書の第一八章)や、「あることからの背後の事情」「ある実状」(田野村忠温氏「現代日本語の文法」(平成二年一月和泉書院)を表すとは言えない。堀口和吉氏「のだ」の表現性(『山邊道』第二九号 昭和六十年三月)が、「確実な事態」を表すと述べるのが、最も該当しよう。知識伝達文は現象文と同様、その内容が常に真であり疑われるべき余地がないものとしての表現だからである。また、堀口氏の見解に対して、田野村氏が前掲書二二九頁で「太郎は来るのか」という例文を挙げて批判している

が、堀口氏の「確実な事態」は挙げられた例文で言えば「来る」の部分だけあつて、恐らくミスリーディングであろうと思われる。

⑬富士谷成章 「あゆひ抄」巻二。なお、引用部分のあと「さるゆゑに物を問ふ言葉ともなれり」と続いているのは、周知のことであろう。

— 天理大学助教授 —